



宮 崎 県 公 報

令 和 5 年 1 月 30 日 (月 曜 日) 第 377 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○日向東臼杵広域連合規約の変更の許可…………… (市町村課) 1	
○宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例第7条、第11条及び第15条の規定に基づき知事が定める数…………… (国民健康保険課) 1	
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第8項、第10条第6項及び第11条第6	

項の規定に基づき知事が定める数…………… (国民健康保険課) 1	
○保安林の指定予定の通知 (2件) …………… (自然環境課) 1	
○保安林の指定施業要件の変更予定…………… (“) 2	
○家畜伝染病疑似患畜確認の届出…………… (家畜防疫対策課) 2	
○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 2	
○道路の供用の開始…………… (“) 3	
公 告	
○大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商工政策課) 3	
○県営土地改良事業に係る換地処分…………… (農村整備課) 3	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 3	

告 示

宮崎県告示第80号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 291条の3第1項の規定により、日向東臼杵広域連合から申請のあった日向東臼杵広域連合の規約の変更については、令和5年1月20日付けで許可した。

令和5年1月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第81号

宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例 (平成29年宮崎県条例第38号。以下「条例」という。) 第7条、第11条及び第15条の規定に基づき、知事が定める数を次のように定め、令和5年度分の国民健康保険事業費納付金から適用する。

なお、宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例第7条、第11条及び第15条の規定に基づき知事が定める数 (令和4年宮崎県告示第75号) は、令和5年3月31日限り、廃止する。

令和5年1月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 条例第7条の知事が定める数は、0.7793306682125とする。
- 2 条例第11条の知事が定める数は、0.7867030418487とする。
- 3 条例第15条の知事が定める数は、0.8575193167288とする。

宮崎県告示第82号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令 (昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。) 第9条第8項、第10条第6項及び第11条第6項の規定に基づき、知事が定める数を次のように定め、令和5年度分の国民健康保険事業費納付金から適用する。

なお、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第8項、第10条第6項及び第11条第6項の規定に基づき知事が定める数 (令和4年宮崎県告示第76号) は、令和5年3月31日限り、廃止

する。

令和5年1月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 算定政令第9条第8項の知事が定める数は、0.9521575495604とする。
- 2 算定政令第10条第6項の知事が定める数は、0.999999982074とする。
- 3 算定政令第11条第6項の知事が定める数は、0.999999945922とする。

宮崎県告示第83号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年1月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字向奥 2189-2、2192-1、2194-2、2194-6、2194-7、2224-12、2224-13
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第84号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字上滝下4021・4024-2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、4026、4028-3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字上滝下4021・4024-2・4026・4028-3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第85号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和5年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字川ノ口 327-2（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第86号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の疑似患畜を確認した旨の届出があった。

令和5年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生場所	発生年月日
結核	牛	疑似患畜	1	都城市	令和4年11月10日

その他参考となるべき事項

疑似患畜について病性鑑定を行い、結核感染は否定された。

宮崎県告示第87号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年1月30日から同年2月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	218号	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字境ノ園85番2地先から同郡同町同大字広木野原9473番1地先まで	旧	8.8～62.3	4,309.0
			西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字境ノ園85番2地先から同郡同町同大字広木野原9473番1地先まで	新	8.8～62.3	4,309.0
			西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字田ノ平 132番1地先から同郡同町同大字西ノ谷 10552番1地先まで		13.8～189.7	3,745.0

宮崎県告示第88号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年1月30日から同年2月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
109	県道	飯野松 山都城 線	都城市梅北 町6013番9 地先から同 市同町6013 番9地先ま で	旧	10.7～ 10.7	4.0
				新	12.5～ 12.5	4.0

宮崎県告示第89号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年1月30日から同年2月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
109	県道	飯野松 山都城 線	都城市梅北 町6013番9 地先から同 市同町6013 番9地先ま で	令和5年1月30日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和5年1月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ綾店
東諸県郡綾町大字南俣字郷鳴 180
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
J A 三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤真樹

東京都中央区銀座8丁目13番1号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城雅雄

福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目13番21号

(変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司
福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号

4 変更の年月日

令和2年9月1日

5 変更する理由

小売業者の変更のため（イオン九州株式会社における吸収合併）

6 届出年月日

令和5年1月20日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和5年1月30日から令和5年5月30日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和5年1月30日から令和5年5月30日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、後川内地区東平換地区県営土地改良事業（高原町、県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型））に係る換地処分をした。

令和5年1月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和5年1月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-4)第8569号	(有)長弘建設	長友 弘一	宮崎県宮崎市佐土原町西上那珂4728	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、内装仕上工事業	令和4年12月14日付けで廃業した旨の届け	令和4年12月14日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第11307号	井徳建設(株)	井手 徳康	宮崎県串間市大字串間1474-1	一般	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業	令和4年12月20日付けで廃業した旨の届け	令和4年12月20日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第12040号	(有)ユウテック	星川 信行	宮崎県延岡市北浦町三川内2712-2	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、水道施設工事業	令和4年11月30日付けで廃業した旨の届け	令和4年11月30日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-3)第12211号	(有)高山組	野中 敬宣	宮崎県宮崎市祇園1-34-2	一般	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、解体工事業	令和4年12月15日付けで廃業した旨の届け	令和4年12月15日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-3)第12272号	和建設	浜砂 義治	宮崎県西都市大字童子丸473-2	一般	建築工事業	令和4年12月6日付けで廃業した旨の届け	令和4年12月6日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第12742号	花畑建築	花畑 弘	宮崎県延岡市舞野町1469-16	一般	大工工事業	令和4年12月21日付けで廃業した旨の届け	令和4年12月21日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第529号	(株)武田建設	武田 直隆	宮崎県東諸県郡国富町大字須志田780	一般	造園工事業	令和4年12月21日付けで廃業した旨の届け	令和4年12月21日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-4)第1733号	(有)成松工務店	成松 和幸	宮崎県宮崎市高岡町内山259-1	一般	管工事業	令和4年12月6日付けで廃業した旨の届け	令和4年12月6日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-3)第2030号	(有)福重電気水道社	福重 安弘	宮崎県えびの市大字原田3310	一般	消防施設工事業	令和4年12月21日付けで廃業した旨の届け	令和4年12月21日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-3)第5005号	(有)亀山工業	亀山 善弘	宮崎県延岡市大武町5321-2	一般	建築工事業、屋根工事業、板金工事業、塗装工事業、造園工事業	令和4年12月12日付けで廃業した旨の届け	令和4年12月12日(一部廃業)
宮崎県知事許可(特-2)第8806号	(株)川口鉄工	川口 和弘	宮崎県都城丸谷町1216-13	特定	左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	令和4年12月26日付けで廃業した旨の届け	令和4年12月26日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第13125号	山口板金工業	山口 敬輔	宮崎県延岡市大貫町3-1165-1	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	令和4年12月23日付けで廃業した旨の届け	令和4年12月23日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第13997号	ヒロ電設(株)	宮原 伸公	宮崎県宮崎市大字島之内6160-16	一般	消防施設工事業	令和4年12月22日付けで廃業した旨の届け	令和4年12月22日(一部廃業)